

安城市立二本木小学校活動成果の外部掲載および二次利用に関する要綱

安城市立二本木小学校

第1条（目的）

本要綱は、安城市立二本木小学校公式ウェブサイト・公式SNS運用セキュリティポリシーの制定に合わせ、児童の学習成果の適正な発信や教育の中立性等を確保するとともに、個人情報保護及び著作権の適正な取扱いを図るため、学校活動に係る写真・動画・文章・制作物等（以下「コンテンツ」という）の外部掲載及び二次利用の取扱いを定めます。

第2条（定義）

- 1 外部掲載とは、学校外のウェブサイト、SNS、動画投稿サービス、印刷物等への掲載をいいます。
- 2 二次利用とは、学校が一次的に発信したコンテンツの複製、編集、再配布、再掲をいいます。
- 3 掲載者とは、教職員、保護者、地域団体、外部事業者その他本校関係者で外部掲載又は二次利用を行う者をいいます。

第3条（事前許可）

- 1 掲載者が他に広く公開する形でコンテンツの外部掲載又は二次利用を行う場合、事前に校長の許可を受けなければいけません。
- 2 許可申請は、目的、媒体、公開範囲、公開期間、クレジット表記、個人情報保護措置（氏名表示有無、ぼかし等）を記載した様式により行います。
- 3 校長は、教育的効果、中立性、個人情報保護、著作権の観点から審査し、必要な条件を付して許可することができます。
- 4 公民連携等により、企業・団体・個人等と協働して教育活動を展開している状況においては、本校においても同様に企業・団体・個人への了解をとるとともに、双方にとってより教育効果が高まるような掲載・利用に心がけます。

第4条（禁止事項）

次の各号のいずれかに該当する利用は、公開・非公開にかかわらず、原則禁止します。

- （1）特定の政党、政治的団体、政治家、候補者等による政治的発信のあるサイト内での利用
- （2）選挙運動、公職選挙法上の事前運動に該当する利用
- （3）児童のプライバシー保護に反する利用（個人が特定される情報の過度な掲載等）
- （4）学校の政治的中立性を損なうおそれがある利用
- （5）営利目的又は売名を主目的とする利用
- （6）著作権、肖像権その他の権利侵害に当たる利用

第5条（クレジット表記及び誤認防止）

- 1 許可を受けて掲載する場合は、コンテンツの主体が学校教育活動である旨を明記します。
- 2 個人特定を避けるため、氏名との同時掲載禁止、名札・個人情報のぼかし、限定公開等の措置を講じます。
- 3 掲載媒体がSNS・動画サービスである場合、説明欄・サムネイル・字幕に個人特定情報（氏名・学級・連絡先等）を記載しません。

第6条（違反への対応）

- 1 本要綱に違反する掲載を確認した場合、学校は当該掲載者に対して、削除又は表現修正を求めます。また、必要に応じて教育委員会・関係機関・プラットフォーム事業者等へ申立てを行います。
- 2 違反の態様が重大である場合は、以後の外部掲載・二次利用の許可を停止又は制限することがあります。

第7条（申出対応）

保護者・関係者からの訂正・削除等の申出があった場合は、学校は速やかに内容を確認し必要な措置を講じます。

【附則】

本要綱は令和8年2月9日から施行します。なお、制定にあたっては、安城市立二本木小学校公式ウェブサイト・公式SNS運用セキュリティポリシーに基づき、教育基本法第14条、文部科学省「指導上の政治的中立の確保等の留意点」、公職選挙法第137条・第136条の2、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の他、国・県・市関係の個人情報保護を始めとする法令・条例に基づいて制定しています。今後も本校のセキュリティポリシーとの整合を図るとともに、社会情勢、国・県・市の法令・条例、文部科学省ガイドラインの改訂等に応じ、必要に応じて見直しを行います。